

ストックホルム条約、バーゼル条約、ロッテルダム条約締約国会議（合同セッション）の結果の概要

平成 29 年 5 月 9 日

1. 会議の概要

2017 年 4 月 24 日～5 月 5 日にジュネーブ(スイス)において、ストックホルム条約、バーゼル条約、ロッテルダム条約の各締約国会議（COP）が開催され、3 条約の共通の課題である技術支援、資金メカニズム、国際協力と協調等について合同で議論が行われました。

2. 会議の成果

(1) 技術支援

2018–2021年の技術支援計画が採択されました。また、事務局に対し、2018–2021年技術支援計画の進捗状況について、次回の締約国会議に報告することを求めました。

さらに、途上国及び経済移行国に対する技術支援及び能力開発に係るニーズについて、引き続き情報の収集を進めることとされました。

その他、技術移転に関し、バーゼル条約及びストックホルム条約地域センター、並びに、国連食糧農業機関（FAO）及び国連環境計画（UNEP）の地域事務所の役割が強調されました。

(2) 資金メカニズム

ストックホルム条約と地球環境ファシリティ（GEF）との間の覚書（MOU）に関して、前回 COP で決議された途上国・新興国の 2018 年～2022 年の資金需要や先進国による支援方策の調査、MOU の運用の効果の報告、資金メカニズムのレビューの枠組み（TOR）、資金メカニズムのガイダンスにおけるストックホルム条約に係る重要事項やバーゼル条約、ロッテルダム条約に係る優先事項の特定について報告されました。

(3) 国際協力と協調

UNEP と連携した化学物質及び廃棄物の管理に係る国連決議の実施への協力、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SACM）事務局や水俣条約暫定事務局との連携強化のために事務局が実施した活動が報告されました。今次 COP の決定事項として、事務局に対し、引き続き、関係機関との連携強化に努めることが求められました。

なお、会議内容の詳細については、下記の 3 条約共同事務局のホームページで御確認ください。

○ 3 条約共同事務局のホームページ (<http://synergies.pops.int>)